

砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 2人が互いにパートナーシップの関係にあることを市長に対して宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方又はいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓希望者」という。）は、双方がそろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 両者の住民票の写し、住民票記載事項証明書（いずれも宣誓の日前3月以内に発行されたものであって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第8号の2の個人番号（以下「個人番号」という。）の記載がないものに限る。第12条第2項において同じ。）又は市内への転入を予定していることが確認できる書類

- (2) 両者の戸籍個人事項証明書又は婚姻要件具備証明書（いずれも宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 宣誓希望者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 4 宣誓希望者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓希望者の双方が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 通称名の使用を希望する者は、市長が特に必要があると認める場合に限り、宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）の双方が第3条各号に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該宣誓者の双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（別記第3号様式）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(子に関する記載)

第8条 宣誓希望者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓希望者が受領証等に当該子の氏名の記載を希望するときは、子に関する届出書（別記第4号様式）に、当該宣誓希望者と当該子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。宣誓者が新たに子の記載を希望するときも同様とする。

(受領証等の再交付)

第9条 受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、当該受領証等の紛失、き損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第13条の規定に基づき当該宣誓書等が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記第5号様式)に第5条に掲げる書類のいずれかを添えて、市長に申請することができる。

- 2 市長は、再交付を希望する者に対し、必要に応じて第4条第2項に規定する書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(別記第6号様式)に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、受領証等を添えて届け出ることができないやむを得ない事情があると市長が認めたときは、当該受領証等の添付を要しないものとする。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により、双方が一時的に市外に転出した場合及び第12条に定める場合を除く。)
- (4) 第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
- (5) 双方が受領証等の返還を希望するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(受領証等の交付の取消し等)

第11条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受領者が受領証等を不正に使用した場合は、当該受領証等の交付を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により受領証等の交付を取り消された受領者は、直ちに当該受領証等を返還しなければならない。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第12条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(令和6年4月1日策定)に基づくネットワークに加入している自治体(以下「構成自治体」という。)において受領証等に類する書類(以下「受領証等類似書類」という。)の交付を受けている者が、構成自治体から市への住所の異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続する場合であって、第3条各号に規定する要件を満たすときは、第4条の規定にかかわらず、次項及び第3項に定めるところにより、受領証等の交付を受けることができる。ただし、第3項の同意が得られない場合は、

この限りでない。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方がパートナーシップ宣誓継続申告書（別記第7号様式）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、継続申告者の一方又は双方が自ら記入することができないときは、他の者に代筆させることができるものとする。

（1）構成自治体が交付した受領証等類似書類

（2）住民票の写し、住民票記載事項証明書又は市内への転入を予定していることが確認できる書類

3 市長は、前項の規定による申告書の提出を受けたときは、継続申告者の双方の同意を得た上で、遅滞なく当該継続申告者の転出地である構成自治体に通知するものとする。

4 第1項の規定により受領証等の交付を受けた継続申告者については、第6条及び前4条の規定を準用する。

（宣誓書等の保存）

第13条 市長は、宣誓書及び返還された受領証等について、第4条第1項の規定により提出された日、第10条若しくは第12条第4項の規定により受領証等が返還された日又は受領者が第10条各号に該当すると市長が認める日のいずれかの早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

（周知及び啓発）

第14条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

（個人情報の取扱い）

第15条 市長は、受領者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

（その他）

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。